

会 議 記 録

会議名称	第5回 杉並区行政経営懇談会
日 時	平成25年7月24日(火)午後7時00分～午後8時40分
場 所	中棟4階 第一委員会室
出席者	<p>【委員】 牛山、菊地、小杉、七松、西川、沼尾、日端</p> <p>【区側】 松沼副区長、菊池副区長、政策経営部長、施設再編・整備担当部長、区民生活部長、企画課長、行政管理担当課長、施設再編・整備担当課長、財政課長、営繕課長、総務課長、経理課長、区民生活部管理課長、地域課長、協働推進課長、産業振興センター次長、就労支援担当課長、保健福祉部管理課長、児童青少年課長、都市計画課長、環境課長、生涯学習推進課長、スポーツ振興課長</p>
傍聴者数	なし
配布資料	<p>資料21 「(仮称)区立施設再編整備計画」の策定について</p> <p>資料22 使用料等の見直しについて</p> <p>資料23 「杉並区における今後の協働の取組方針に基づく平成25年度の主な取組について</p> <p>資料24 杉並区就労支援センターの運営について</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題 (1)「(仮称)区立施設再編整備計画」の策定について (2)使用料等の見直しについて</p> <p>3 報告事項 (1)「杉並区における今後の協働の取組方針に基づく平成25年度の主な取組について」 (2)杉並区就労支援センターの運営について</p> <p>4 その他(連絡事項等)</p> <p>5 閉会</p>

会長 皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、第5回杉並区行政経営懇談会を開催させていただきます。

本日は、前回示された区の基本的な考え方に基づいた区立施設の再編整備計画と、今回新たな議題として提示された使用料等の見直しについて区側の説明を受けて、意見交換をさせていただきたいと思っております。

また、区の就労支援センターの運営についてと新たな協働のあり方についての取り組み状況をご報告いただけるとのことですので、よろしくお願いいたします。

本日の会議は7時からということで2時間弱ぐらいを目途に進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

区側で人事異動があったと伺っておりますので、議事に先立ち職員の方をご紹介いただき、引き続き本日の配付資料を確認したいと思いますので、事務局からお願いします。

行政管理担当課長 私から人事異動について申し上げます。

まず、行政管理課長、4月1日付けで着任いたしました堀川でございます。よろしくお願いいたします。

次に施設再編・整備担当課長の正田でございます。

施設再編・整備担当課長 正田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

行政管理担当課長 営繕課長の岡部でございます。

営繕課長 岡部です。よろしくお願いいたします。

行政管理担当課長 協働推進課長の小峰でございます。

協働推進課長 小峰でございます。よろしくお願いいたします。

行政管理担当課長 産業振興センター次長の内藤でございます。

産業振興センター次長 内藤でございます。よろしくお願いいたします。

行政管理担当課長 保健福祉部管理課長の田部井でございます。

保健福祉部管理課長 田部井でございます。よろしくお願いいたします。

行政管理担当課長 環境課長の齋木でございます。

環境課長 齋木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

行政管理担当課長 人事異動は以上でございます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

最初に次第、資料21はA4判1枚とカラーの印刷A3判2枚をひとつづりにしております。

資料22は3ページの本体がございまして、別紙1から4をクリップでとめております。

資料23はA4判1枚とカラー印刷のA3判1枚のつづりと参考資料を添付しております。

資料24はA4判1枚の資料です。

以上です。

会長 資料の不足はございませんか。

それでは、本日の議事に入っていきたいと思います。

まず、議題の1番の区立施設の再編整備計画について、これまでの検討状況について区側のご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

施設再編・整備担当課長 資料21をご覧ください。「(仮称)区立施設再編整備計画」の策定について3つの項目でまとめております。

まず、第1に区立施設再編整備の必要性ですが、少子高齢化の一層の進展により、高齢者の割合が高まり、仕事を持つ高齢者も増える中で、高齢者施設や児童館、集会施設等の区立施設のあり方を見直し、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用できる施設を整備することが必要となっています。

今後さらに人口減少が進む中で、社会の担い手として女性がますます社会に参画し、急増する保育園や学童クラブ需要への対応など、女性が働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境づくりがより一層求められています。

区立施設はその約半数が築後30年以上であり、4分の1は築40年以上を経過しております。

今後10年から20年の間に一斉に更新時期を迎えますので、これらの施設を廃止せず、現在の規模で存続した場合、今後30年間にかかる改築・改修経費は約2,700億円と推計されており、持続可能な行財政運営の視点から見直しが求められています。

こうした社会状況や区民ニーズの変化、区立施設をめぐる現状を踏まえ、新たな時代にふさわしいサービスの提供と持続可能な施設のあり方について、幅広くご意見を聞きながら、区民と共に再編整備計画の策定に取り組んでいくという考えです。

第2の項目として、地域コミュニティの活性化と交流を推進する新たな施設の検討を掲げております。区民会議室など集会施設やゆうゆう館、児童館等を再編し、子どもからお年寄りまで誰もが身近にいろいろな目的で利用し交流できる施設、地域コミュニティの拠点型施設の整備を検討することとしております。

また、新たな施設の規模や配置数については、地域の状況に応じて基準づくりを進めまして、再編に係る既存施設は転用・廃止、近隣施設ごとの複合化や多機能化を検討することとしております。

第3の項目として、計画策定に向けた今後の進め方ですが、まず今後10年を見据えて、総合計画及び実行計画と整合性をもって策定することとしております。

保育需要や耐震性等への対応から、緊急性の高い施設は年度内から再編整備に着手することとしております。

区民アンケートや無作為抽出による区民意見交換会の実施等により、幅広く区民意見の把握に引き続き努めてまいります。地域ごとの新たな施設配置については、区民参加で合意形成を図っていきます。

裏面をご覧ください。こちらは以前にもご報告しておりますが、区立施設再編整備の基本的な考え方を掲載しております。基本の方針と再編整備の視点の下に、複合化や多機能化、廃止、転用、売却に関してイメージ図を載せております。

次にA3の別紙をご覧ください。これから計画を策定していくにあたり、幅広く区民や関係者の方にご意見を伺うということで資料としてまとめております。

まずタイトルとして「(仮称)区立施設再編整備計画中間のまとめ骨子(案)」としております。先ほどご説明した再編整備の必要性について冒頭に4項目でまとめております。

第1の施設再編整備の必要性で、少子高齢化の進展、区民ニーズの変化、更新時期を迎える施設と財政負担に関してわかりやすくグラフ等で掲載しております。

2枚目をご覧ください。こちらが再編整備の骨格となる施設の課題と方向性について、これまでご議論いただいたことやご意見も踏まえて、施設の用途ごとに現状の課題と再編整備の方向性をまとめたものです。右の欄には7つの視点について簡単に表記しており、どこに該当するかマル()印を入れております。

まず保育園は、女性の社会進出の本格化等に伴い増加する保育需要への対応が急務であること。児童館やゆうゆう館といった施設との併設が多い中で、それら施設の今後のあり方を踏まえつつ、将来の需要も考慮して保育施設の整備を進めていくことが必要であること、20施設が築40年以上経過しており老朽化への対応と改築時の仮設園舎設置場所の確保が必要となっております。こういったことが現状の課題としてあります。

それに対する再編整備の方向性ですが、保育需要の増加に対応するため、再編整備により生み出された施設・スペースを有効活用して、保育施設の緊急整備を引き続き推進していくという考えです。

次に児童館・学童クラブの課題ですが、学童クラブの需要は年々増加傾向にある一方で、学童クラブ利用以外の小学生や中高生の児童館利用者数は減少傾向にあり、18歳未満の児

童をひとくりに捉える児童館のあり方については見直しが必要ということです。

児童館の42施設のうち38施設は学童クラブを併設しております。また、11施設が築40年以上経過している状況です。これに対する再編整備の方向性としては、学童クラブは今後利用児童の行き帰りの安全面等から、区立小学校内への設置を基本として整備を推進してまいります。あわせて小学生の放課後居場所事業は、同じく小学校内で実施するような方向で検討してまいります。

中高生の居場所については、他の施設との合築も含めて今後のあり方を多角的に検討することとしております。

また、その他乳幼児親子の集いの広場など、現在の児童館が果たしている機能は代替方を別途検討していくこととしております。

次に集会施設ですが、さまざまな区立施設に集会やグループ活動等に利用できる集会室が多数ある中で、利用率の低い部屋や使用されていない時間帯があり、これらの有効活用が課題となっております。

施設によっては30%前後の利用率もあり、平均すると60%程度の利用という現状です。

特に高齢者が主に利用しているゆうゆう館については、部屋の規模や利用時間帯にばらつきがございまして、昼間の利用率は8割から9割と高いのですが、夜間の利用率が低く全体としては40%にとどまっています。

これに対する再編整備の方向性としては、集会施設やゆうゆう館、児童館等を多くの世代が交流できる地域コミュニティの拠点型の施設に再編していく。施設の効率的な活用を図る観点から、地域全体で必要な総量を検証していくこととしております。また、施設の再配置等のあり方については、地域の区民が主体となって計画にかかわり、策定できるような方向で検討したいと考えております。

次に区民事務所等については、区民サービス窓口の事務取扱件数が減少傾向にあり、夜間・土曜の窓口についても利用率はいずれも低い状況です。

また、証明書の自動交付機の利用率は総じて高いのですが、低利用の設置場所や運用経費の課題もあります。証明書類のコンビニ交付の導入などさらなる改善が必要です。

これに対する方向性としては、区民サービス窓口の配置等のあり方を見直し、区民事務所・駅前事務所・分室の配置バランスと、夜間・土曜窓口開設時間の適正化を図ることとしております。証明書自動交付機に替わる窓口の補完サービスとして、コンビニ交付など新たに導入して、区民利用の利便性の向上を図ることとしております。

次に学校施設ですが、今後30年間で約50校が改築対象となり、現行の校舎をそのまま建て替える場合には、改築費用は約1,500億円が見込まれることは大きな課題です。

また、学校は子どもの学びの場にとどまらず、地域の防災・安全やコミュニティの拠点でもありますので、新たな公共空間として環境整備をしていくことも必要です。小学校は30人程度学級の実施をしておりますので普通教室の数が増加しており、現在、余裕教室は少ない傾向にあります。統合により閉校となった学校の跡地活用についても検討が必要です。

これに対する方向性は、まず小学校内への学童クラブの設置推進とあわせて、小学生の放課後居場所事業の校内実施を検討し、児童の安全と健全な育成環境を確保することとしております。また、中学校については開放会議室や余裕教室の有効活用を検討することとしております。

また、今後改築する学校については、施設の規模をスリム化して、集会施設や図書館などほかの施設との複合化によって、地域コミュニティの核として開かれた学校づくりを推進していくこととしております。

学校跡地については、地域のまちづくりや活性化、全区的な視点からの区民福祉の向上に役立つように幅広く検討することとしております。

最後に更新の緊急性が高い施設についての課題ですが、まず杉並会館、産業商工会館、杉並清掃事務所については、築40年以上を経過しておりまして、老朽化への対応と耐震化及びバリアフリー化が課題となっております。また、阿佐谷地域区民センターの建物については、用地の権利関係も踏まえて検討が必要です。

科学館については、既に一部の設備が耐用年数を経過しており、バリアフリー化などへの対応が課題となっております。これに対する方向性としては、施設の老朽化や耐震性等の問題から、更新の緊急性が高い施設については、関係団体や利用者への説明、意見聴取を行いながら、個別に計画を図っていくこととしております。

会長 ありがとうございます。ただいま説明いただいた件について皆様からご質問あるいはご意見を含めてご議論いただければと思っております。いかがでしょうか。

委員 この資料21の別紙の2枚目です。右側の項目は廃止から長寿命化まで7つありますが、安全環境という項目がほかの項目と大分違うような気がするのですが、これはどうなっているのかというのが1つ質問です。

それと、もう1点は、統合により閉校になった学校の跡地利用はデータがあれば、示し

ていただくとわかりやすいです。

会長 施設再編・整備担当課長よろしいですか。

施設再編・整備担当課長 表の安全環境のご質問ですが、こちらはA4の裏面の再編整備の7つの視点の6に該当するというところでマルをつけていますが、施設の更新に当たって防災機能の向上やバリアフリー化による安全・安心の確保とか、省エネと緑化による環境に配慮した施設づくりを推進する必要があるだろうという施設にマルをつけています。

閉校になったところのデータについては、本日は持ってきておりませんが、データはございますので、次回にでもお示ししてご説明することでよろしいでしょうか。

委員 今のデータの話もどういう活用した例があるのか、あるいはこれからしようとしているのか、そのあたりはまちづくりに非常にかかわりがありそうで、学校だけの問題ではないような気がします。だから、そのように視点を広げたほうが資料を分析したり整理したりするのにいいと思いました。

会長 区から何かございますか。

施設再編・整備担当部長 学校の跡地の活用については委員がおっしゃったとおり、ただ施設だけつくればよいというものではございませんので、学校地域の周辺のまちづくりや人の流れ、地域の活性化にも一役買うような活用策を検討しなければいけないという視点で考えています。

ただ、跡地の活用については、まだ具体的なものはございませんので、再編整備では視点と検討していく方向性をきちんと位置づけようということです。

特に若杉小は閉校してから時間が経っております。天沼地域ですから木造密集地とか、狭あい道路が非常に問題になっているところですので、地域の安全性とか狭あい道路の解消、人の流れ、そういうところは検討中ですので、その点を重点的にやっていきたいと考えております。

委員 コメントを1つだけします。行政というのは、非常に縦割的に行動する体制になっていますので、地域行政では、学校の話がまちづくりとか福祉とかそういうところに絡んでくるわけですが、そのあたりを縦割にならないようにぜひお願いしたいと思います。

会長 ほかの委員はいかがでしょうか。

委員 事前にも質問させていただいていたことですが2点ほど。

この地域コミュニティの活性化と交流を推進するための新たな施設の検討ですが、これは新たな施設の建築ですか。そういうことも視野に入っているのが1点と、今お話があ

りましたが、基本的にはこの所管部署が異なるものが複合化していったときに、ハード的な維持費などのコスト削減もさることながら、運営面で人件費をはじめとする諸経費が効率化というか節約になることがあるのでしょうか。

施設再編・整備担当課長 事前にご質問いただきありがとうございます。

まず1点目の新たな施設の建築も視野にあるのかというご質問です。地域には区立の区民集会所や児童館、ゆうゆう館など集会機能を持つ施設が多数あり、中には利用率の低いところや、使われていない時間帯がありますので、まずそれを再編して集約していきたい。そのときに複合化や多機能化の視点で、どこどこを組み合わせると新たな機能を持った施設として再編していくかということがございますので、既存の施設を使っていくことがまず1つございます。また、施設によっては老朽化しているところもございますので、ベースとなる施設が建て替えの時期であれば、改築のときにタイミングを合わせて新しい施設に移らせていくこともあると考えております。

先ほどの所管の異なる事業を集約していくとどうかというご質問ですが、例えば高齢者の事業と児童にかかわる事業等を同じ施設でやる場合、施設が2つから1つに集約されれば維持管理面での効率化が図れるでしょうし、運営面でも窓口を一本にし、受付を同じ事業者にお願いするとか、そういった可能性も出てきていますので、一元化していくことでの効率化は図られていくと考えております。

委員 ありがとうございます。次のテーマにもかかわると思いますが、受益者負担ということもありますので、コストがかかるにしても、区民が納得のいくような、より効率的なものを目指していただければと思います。

会長 そうですね。ご指摘のように施設の問題とマネジメントというか、そこを効率的にやりながら、施設の財政的に厳しいところだけで施設再編の問題を議論するとどうしても後ろ向きになってしまうかもしれません。今のご意見のように、そのあたりを少し前に出していただくと、区民にとっても理解しやすいと思いますので、ぜひよろしく申し上げます。

施設再編・整備担当部長 ごもっともです。例えば、今まで高齢者しか使っていない施設は、午前中は若いお母さん、夜は現役の方たちが使えるような施設になれば効率化になります。効率化の言葉以上に、皆さんが使える施設やサービスが向上するわけですから、今まで縦割でやっていた施設をもっと皆さんが使えるものにすれば、区民サービスの向上につながるという視点でやってきたということです。

委員 すぐに答えが出にくいようなことかもしれませんが、1点、気になったことを申し上げます。

これから人口構造で高齢化率がさらに上がると思いますが、単身高齢者が随分増えるなかで、その地域の中でなかなか人と人とがつながれない人をどうするかということが課題になっています。それは高齢者介護の地域包括ケアの問題や、消費生活相談などに現れていて、誰にも相談できないまま誰かに騙されてしまうとか、あるいは、今までであれば家族や友人などの協力でやれた部分が、子育てにおいて母親が孤立してしまうなど、自分の力で周囲の人々とつながれない人をどうしていくかが課題になってきています。

もちろんその地域の中でNPOなどが動いてつなぐこともあると思いますが、ただほうっておくと、結局行政サービスとしてもっと充実させなければいけないというソフトの部分の行政需要に跳ね返ってくるところもあると思います。そういった地域の中での人と人とのつながりをどうしなければいけないのかは、基礎自治体にこれからも、大変重要な課題としてのしかかってくると思います。それを行政が直接やるのがいいのか、地域の担い手と協働でやるのがいいのかということはあると思いますが。

では、そうしたつながりをつくるための場、空間をどうするのかということが課題として出てくる。自治体によっては、個人が空き家を提供してくれて、そこをたまり場にするということをやっているところもありますが、既存の施設を再編していくとすれば、そういうつながりの場をどのように位置づけるのかということに目配りをした上で、その用途や配置を考えていくことが非常に重要になってくるのではないかと思います。

例えば、子育てについても、保育園は、今は国も随分と補助を充実していて、ある意味、施設整備のタイミングでもあるのかもしれないけれども、保育所を整備していけばこれは当然その後の財政支出に跳ね返ってきますよね。だから、もう一方で何かあったときに駆け込んだり相談できる場があるようにして、ひょっとすると保育所に預けなくてもある程度自力でやりつつ、週何回か近所のどこかに預ければあとは自分でやれるとか、必ずしも保育所に預けなくても対応できるようなケースもあるかもしれない。杉並区の場合がわかっていないので、全然保育所が足りないのかもしれませんが、特定の目的のための施設の整備も大事ですが、比較的柔軟に対応できるような場の需要を見込んだ、例えば子育て支援のたまり場だとか、コミュニティカフェのようなものもありますが、そういう空間をどのように行政として考えるのが、今日のお話からは、なかなか見えてきにくい。

集会施設を多世代交流の場にするを書いてあるのですが、これまでは多分こういう施設

は何かの企画とか、使いたいという目的のある人がいて、それで人が集まるということで、何の目的もないけれども、そこに行けば何か近所の人があまっていて話ができるかもと、ふらふらと集会施設に行くという使い方はされていなかったと思います。けれども、これからは目的型の施設と、たまり場的な施設の考え方がなければいけないのではないかと思います。

そういった目線でこの用途の問題、あるいは統合なり廃止する場合にも、配置を考えてみたらどうかと思いました。そうだとすると行政単独ではなかなかできないところもあるので、自治会や商店街などとの連携も必要になるのではないかと思います。これから10年後とか15年後を見据えたときに、絶対に行政需要として出てくるものだと思うので、今から考えておくべきだと思います。

会長 大変重要なお指摘をいただいたと思いますが、いかがでしょうか。

施設再編・整備担当課長 地域のコミュニティの活性化と交流を推進するという視点ですが、まさに委員のお指摘のようなことも考えております。できるだけ地域で徒歩10分圏ぐらいのところにあり、会議室として使う機能もあるが、そのエリアの方が集って、それこそ特に用事はないけれどもふらっとみんながそこでたまっているような空間があるというものも考えられたらいいと、庁内でも議論はしております。

特に子育て支援についても、子どもが保育園や幼稚園にも行っていないお母さんたちがちょっとおしゃべりができたりとか、心配なことがあったら保健センターと一緒に相談ができてたりとか、そういった視点も入れながら検討を進めております。

松沼副区長 委員からのお指摘は、ああ、なるほどというか。

今、担当課長が申し上げましたが、私の受けとめ方からいうと、このたまり場的というようなイメージはなかなか行政としては持ちにくいというかそういう感覚はございます。

確かに各所管課でいろいろ細かい検討をやっている中で、そういった発想、考え方もあることは私も認識しておりますが、こういうたまり場的な発想、地域のコミュニティの拠点という考え方をどういう場に出していくのかというのがございます。行政としてこういうものが必要だというのは 委員のお話も承りましたし、また改めてそういった視点からも考えていきたいと思いますが、地域区民センターは別として、やはりさまざまな集会施設で利用率も低いところもあり、地域でこれだけの集会施設としてのボリュームが必要なのではないかというようなことを問題提起として、地域の皆様に投げてみたらどうかという考え方を持っています。

その中で委員が今お話をされたような発想、ご意見が出てくるかもしれないという感じはしますし、決して行政として投げっぱなしというわけではないので、それはひとつ地域の皆様と考えていきたいと思います。

この計画は、基本的な考え方を元にして進めていくわけですが、すべて20年、30年後の先までフィクスして、こういう計画です、ずばりこれですという硬直した計画はつくれないと思います。ですから、第一次計画、第二次計画ということで、少しずつ、少しずつ、ステップアップしていく必要があるだろうと思います。

また、やはり行政で一番肝心なのは、人口構造が劇的に変化しているということです。

先ほどのゆうゆう館は、私が役所に入ったときは、高齢者はだいたい60歳以上、そしてまだまだ人口が少なかった。これまで社会に本当に貢献され尽くされてきたから大事にしなくてはいけないというので、敬老精神は今でも大切なことですが、そういう何か特別な存在だったのですが、今や当たり前の普通にそれだけ多くの方、3割の人口を占めるということで、定年退職の年齢をとっても55歳前後から65歳になってくるというような状況だと思います。ですから、その人口構造の変化をどう捉えるのかが今、行政としては非常に大きな課題になっています。

また、保育需要がどうなのか。保育需要も35%ぐらいと見込んでいます。しかし、そうはいつでも35%では終わらず、50%を超えるのではないかという感覚を持っています。

そういった中でこの施設再編が本当に検討すればするほど非常に深いものがあるということで、委員の皆様のご意見は、我々にとって本当に貴重な財産だと思っています。

会長 ありがとうございます。ほかの委員の方はどうでしょう。

委員 委員の質問とも若干関連しますが、こういった施設整備の指針なり計画をつくるとき、秦野市のような自治体も含めて、総量の削減のマクロな数字にコミットメントするところが非常に多いと思います。総量削減するのですが、先ほど副区長がおっしゃったとおり、一次、二次、三次という形で計画を出すと、なかなか数字を出しにくいところがあります。そのあたりの考え方をどうするのかということですね。

区として例えば施設の1割、2割削減をするというコミットメントをすること自体が、ある意味、民間の投資計画に対するアナウンスメント効果のようなものがあると思いますので、これをどのように捉えるのかということ。

先ほどの空地の問題があります。つまり、区の施設としての総量は減るのですが、行政のものでもない、行政という意味ではなくて広い意味での公共的な施設については、現状

ないし若しくは延床面積については維持していくという考え方もあろうと思います。そのあたりをどう捉えているのかということ。

それと行政需要は大きく変化していくと思います。例えば、マイナンバー制が導入されましたので、区民事務所などについては恐らく大きく総量を削減していく1つの契機になると思いますが、このように行政事情は変化をしていくと思いますので、その施設をこれから再編していく際に、現状考えている施設再編計画が将来また大きく変わる可能性があるわけです。ですので、いわゆるスケルトン・インフィルのような、そういった再々編を見越した再編をどのようにするのか。10年を1つのめどに考えていますが、もう少し長めに見ておく必要があるということです。

会長 ありがとうございます。

施設再編・整備担当部長 確かに施設再編の課題は、これから施設を改築するため莫大なお金がかかることを前提にしております。

ただ、社会状況に応じて今大きく行政ニーズとか人口構成が変わっていく中で、それにどう対応するか。それと再編とどうあわせるかが第一だと思っています。その中で総量規制とか部分面積の規制という考え方も1つ、秦野市も入れています。その前にまず区民サービスをどう変化させて、ファシリティマネジメントといいますか、財産価値、付加価値をどう高めるかという視点も大切だと思います。

結論ありきではなくて、今の行政ニーズにどう的確に対応しつつ、その中でも経費はきちっと視点を持ちながらもどう見直していくかというので、削減効果というのはその結果ですので、まず計画をつくった後にどのくらい削減が出たのかというのを検証してみたい。

最初からこのくらい減らすということで取り組むことは、今のところ積極的にそれを前向きに出すことはないと思っています。

スケルトン・インフィルについては、これから改築する学校とか施設については、今後はリニューアルだから、ライフサイクルコストが変わるときに転用がしやすい施設をつくらなくてはいけませんから、転用ができる設計はもちろん再編の中で打ち出していきたいと思っています。

会長 ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。

委員 専門ではないので感想だけ。

学校がコミュニティの基盤というような位置づけになって多機能を持つという方向は、間違いなくいい方向だと思います。ただ少し気になっているのは、例えば学童クラブを学

校の中に持っていくと、1つの学校に1つの学童クラブになるのかと疑問を感じます。やはりそれぞれが持っていた本来機能がありますよね。ある程度の小さな規模で家庭的な雰囲気というようなものが、それぞれの施設が持っていた機能を、多機能化する中で生かしていくことは、それなりに大変なことなのではないかと思うので、その辺はかなり工夫が要るだろうなと感じました。

会長 ありがとうございます。 委員、いかがでしょう。

委員 一点は、資料21の区立施設再編整備の必要性の中で、お話を伺っていて特に思うのは、杉並区は地域ごとにカラーが違う。非常に小さな住宅が並んでいる地域からビルがあるところまである。それをある一定のルールでやるよりは、地域色に配慮しなくてはいけないではないか。多分考えられているとは思いますが、そういった文言がなかったので、ぜひ盛り込んでいただければと思います。

もう一点が、先ほど 委員の質問に対して部長から、特に総量という「量」という言葉を使っていて、「総額」に関して意識がないというか、結果論でしかないという話があったと思うのですが、それはいかがなものかと思っています。

今回いただいた別紙の中でも、財政的な逼迫の中から我々は再編整備しなければいけないという問いの立て方をしていることから考えたら、自分たちはこれぐらいまで年間支出ができるから、その金額に収まるような施設配置をしなければいけないという話をしているかないと、「ここにはつくれません」と住民に説明できないと思うんですね。ということを見ると、私としては金額に関しては年間どれぐらいまでのお金が出せるということは明示していく必要があると思います。

会長 区から何かございますか。

施設再編・整備担当部長 説明が不十分で申し訳ございません。全く軽視するという気持ちはございません。もちろん限られた財源の中でこれだけ大規模な取組をしていくわけですから、バランス感覚は十分持ちながらやっていきます。区の施設を今まで身近で利用されている方、このように改善をしなければいけないと思っている方、さまざまな区民の方がいらっしゃいます。

そういった区民一人ひとりの考え方や地域の特色に合った再編をどうするかをまず考えたいということとして、決してお金のことをどうこうということではありません。その辺はご理解いただきたいと思います。

まず、そういうことをきちんと把握した上で、どういう再編をしていくかを今のところ

は優先して考えたいということで、お金のことを軽視しているわけではありません。

会長 大変活発なご議論をいただきましてありがとうございました。

当然このまま改築すれば財政上は厳しいという前提の中で、区民の皆様にもいろいろなご理解をいただくわけですが、やはり委員の皆様のご意見を伺っておりますと、こんなに工夫をしてよくなるとか、行政側のマネジメントもそれに合わせて変わって行って、最終的に、結果的に住民サービスが向上するような、夢が語れるような施設再編になればいいと思います。

ですから、もちろん基本的な考え方はこういう形で、組み立てられていくのかと思いますが、今のお話のように区民が集えるとか、非常に家庭的な雰囲気の中で子育てができるとか、あるいは複合化の中でいろいろな施設がいきいきと使えるとか、ハードの面での美しさとか機能性とかいろいろあると思います。そういったところを少し前に出すような形でイメージできると、区民の皆さんも財政が厳しい中で杉並区が頑張っているなということになるかと思しますので、それを少しまた工夫していただければと思っています。

それでは、2番目の議題になりますが、使用料等の見直しについてということで、よろしく願いいたします。

財政課長 私からは資料22の使用料等の見直しについてご説明します。

区にはさまざまな施設がありますが、本日は集会施設、スポーツ施設、学校開放施設の3つの施設使用料の見直しについてご意見をいただきたいと存じます。

本題に入る前に、別紙1、2、3を用いてこの3つの施設利用の仕組みについて簡単にご説明します。別紙1をごらんください。

まず集会施設ですが、区民相互の交流及び活動の拡大を図ることによりコミュニティの形成に資するため、地域区民センター7カ所、区民集会所10カ所、また区民の福祉の増進及び文化の向上に寄与するため区民会館4カ所を集会施設としてご利用いただいています。

この利用にあたり登録団体制度がございます。登録の種別ですが、まず登録団体は5人以上で3分の2以上が区内在住・在勤・在学の方で構成されているほか、ごらんの登録要件がございます。このほか登録の種別には区内団体、区内個人、区外団体、区外個人等ございます。

備考欄を見ていただくとわかるとおり、地域登録団体については利用料金が半額になっております。

登録種別ごとの申し込みの流れがありまして、区外の団体・個人と他の3つの団体・個

人、区内の個人については別の申し込みの流れがある形で、優先的にその部分については一括してなされています。

裏面の使用時間区分は、午前の3時間、午後の4時間、夜間の3時間の3つになっています。

次に体育施設です。こちらは区民の健康増進、体力向上及びスポーツの振興に資するため、上井草スポーツセンターほか5カ所の体育館、12カ所の運動場、プールは屋内2カ所、屋外2カ所ございます。これらの施設の管理運営については、18年度から一部の施設を除き指定管理者制度をとっています。

この体育施設を利用するに当たっても施設を予約して使用する団体の貸切利用と、予約なしで個人が使用する一般利用があります。この団体利用については、社会体育団体登録制度がございまして、登録の種別と要件は記載しているとおりです。主な要件は、10名以上の団体で3分の2以上が区内在住・在勤・在学、いずれかを満たすというものがございします。こちらでも社会体育団体については、利用料金が半額という優遇措置をとっております。

利用の流れですが、社会体育団体については一時申し込みの段階で優遇措置がとられております。

裏面の使用時間区分は、貸切利用については2時間単位になっています。

別紙3が学校開放施設です。こちらは青少年の健全育成、地域住民の文化の向上、スポーツの振興の機会を提供するため、小学校・中学校の体育館、校庭、一部の学校のクラブハウス、特別教室を開放しています。小・中学校の施設を開放するということで、学校開放施設という形になっております。

こちらでも登録団体制度がございまして、登録団体と一般利用に分かれています。登録団体の登録要件の主なものはメンバー全員が区内在住・在勤・在学者で構成されるスポーツ・文化サークル、10名以上で継続して活動できる団体という形になっています。こちらでも登録団体には優遇措置がありまして、使用料は一般利用については有料で、登録団体については無料になっています。

登録種別ごとの申し込みの流れですが、中学校及び杉並第一・第十小学校を利用する団体については、団体でつくられている利用者団体協議会が調整を行っています。杉並第一・第十小学校を除く小学校については、各学校の副校長、学校で利用者を調整する形になっています。一般利用についてはそうした優先後に空枠のみ利用できるということで、使用時間は1日5時間以内という施設です。

以上の3つの施設の使用料等の見直しについてご説明いたします。

資料22に戻させていただきます。

まず使用料については、地方自治法の225条で規定されておりまして、行政財産を目的外に使用させ、または公の施設を利用させた場合にその反対給付として徴収する金銭という形で、区では先ほど申し上げた区民センターなどの集会施設、体育館、運動場などのスポーツ施設の利用などに当たって、一定の原価計算のもとに使用料を設定しています。

この一定の原価計算について、事前に委員から、使用料算定に当たっての基本的な考え方についてと、一定の原価計算とはどのようなものかというご質問をいただいておりますので、この部分をあわせてご説明申し上げます。

まず区の基本的な考え方ですが、適正な受益者負担を求めるという考え方に立ちつつ、原価の一部負担方式により使用料を算定しております。ここで言う原価は、施設を維持管理していく経費として光熱水費（電気・ガス・水道料金）と清掃及び設備補修の委託費、修繕費などです。

次にこの原価から使用料の算出方法ですが、例えば集会室やホールといった同種の機能を持つ施設ごとに維持管理経費を合計し、それを使用される面積と利用可能な時間とで割り、1時間当たり1平米の使用料単価をまず出します。その単価を用い、個々の施設の面積また利用する時間によって使用料が決定されるものです。

なお、体育施設の場合にも基本的に考え方は同じですが、施設の性格上面積については加味せず、維持管理経費の合計を利用可能時間で割って、1時間当たりの単価を出して、利用料を設定しております。

戻りまして2の現状と課題です。最初に集会施設やスポーツ施設などの使用料については、平成9年6月に改定を行って以降、全般的な改定は行われておりません。しかし、使用料と施設の維持管理経費との不足分については区民全体の負担となることから、未利用者との公平性を確保していく上で定期的な見直しを行っていく必要があると考えております。

2つ目は、持続可能な財政運営を確保していくためには、使用料も含め適切に財源の確保に努めていく必要があると考えております。また、今後の区立施設の老朽化に伴う大規模修繕や施設の再編整備を進めていく上で、区立施設の維持管理コストの軽減を図ることが求められており、施設利用者に対して適正な受益者負担を求めていく必要があります。

3番目に、集会施設、スポーツ施設ともに、団体利用の減額制度が設けられており、地域団体や社会体育団体は、使用料が半額となっています。この減額措置による利用は全体の7割程度となっており、またスポーツ施設では、利用の抽選において優遇措置を受けて

いる状況です。

4番目に、施設利用に際して、集会施設では個人等で抽選に参加し、当選後一旦キャンセルし、空枠を発生させ、直後に「地域団体」として予約を取り、使用料が半額となるようにする行為や、スポーツ施設の申し込みでは、同じような構成員で重複して団体登録を行い、複数の登録カードを用いて抽選に参加するとか、他人の登録カードで申込みを行い、使用枠を譲り受けるなどの不正行為が見受けられます。

2ページに移ります。集会施設の使用時間区分については、現在は3つの区分ですが、利用者の利便性向上などの観点から、区分を再検討する必要があると考えております。

最後に学校開放施設については現在、利用全体の約9割を占める登録団体の使用料が無料となっています。スポーツ施設の利用との均衡から、受益にふさわしい適正な負担を求めていく必要があると考えています。

こうしたことを踏まえ、3番目の見直しの基本的な考え方です。

まず(1)受益者負担の原則ですが、使用料等については、施設やサービスを利用する区民(受益者)に、その利用の対価として一定の負担を求めるものですが、施設の維持管理経費、サービスの提供経費との不足分は、区民全体の負担となることから、未利用者との公平性を確保していく上で、受益にふさわしい適正な負担を求めていく。団体利用の取り扱いについては、団体育成と公平性の観点から検証し、必要な見直しを図っていきたいと考えております。

(2)少子高齢化の進展に対応した見直しです。少子高齢化が進展し、老年人口が増加する中、高齢者に対する使用料の減免措置については改めて検討を加えるとともに、次代を担う子どもたちについては、その健やかな成長を図る観点から、体育施設などの使用料の設定に当たっては配慮していくというものです。

(3)算定方法の明確化と定期的な見直しです。利用者に応分の負担を求めていくためにも、これまで以上に使用料の算定方法を明確化し、公費で負担する経費の範囲と受益者負担として、使用料の算定に入れる経費の範囲を区民にわかりやすく示していくとともに、今後は定期的に算定数値を検証し、見直しを行うルールを確立するというものです。

(4)施設の効率的運営です。今後の区立施設の老朽化に伴う大規模修繕や施設の再編整備計画を進めていく上で、区立施設の維持管理コストの軽減を図っていく必要があり、適正な受益者負担を求めていくものです。

3ページに移りまして、サービスの向上と適正利用の促進です。

使用料の見直しに当たっては、平成22年5月に出された平成21年度行政監査結果報告書における検証結果を踏まえ、サービスの向上や適正利用の促進などに向けて、必要な改善策を講じていくという考え方です。

この監査の報告書については別紙4の概要をご覧ください。

会長 ありがとうございます。使用料等の見直しについてご説明をいただきました。委員の皆様いかがでしょうか。

委員 ありがとうございます。2つの話があります。

今お話を伺っていて、基本的にはフローで発生するようなお金に関して料金を定めているということですが、一つの方法としては、その施設を取得するときに恐らく土地を買っていると思いますので、例えば駅前の施設に関しては若干料金が上がることもあっていいのかと思います。そのような意味でストックに関してどのように料金に反映させるのかというのが、おそらく一つの視点だろうと思います。

あともう一つが、団体の育成と子どもの健全育成のために施設を優先的に利用する、または料金を下げているというお話だったのですが、実際に自分たちが子どもを少年野球団とかに入れていて思うことは、優先予約をもらうことさえできれば、正直言ってお金は倍払ってもいいと思っている方は多いと思います。そのことを考えると、団体育成と子どもや高齢者の利用を促進するならば、恐らく料金以外にもボタンの押し方があって、優先利用もやっているのだとしたら、早い予約を可能にするというボタンさえ用意しておいてあげれば、実は料金は普通と同じ金額でいいのではないかという気はしています。なので、一つはストックの価格をどうするか、あともう一つは団体育成のために料金で差をつける必要はないというのが私の感覚です。

会長 今、二つご意見をいただきましたが、いかがでしょう。

財政課長 区では、この間、使用料の見直しを含めた考え方の中に、最初の土地の取得費用については、取得した後にその原価が将来にわたって区の資産として残るという考え方から、使用料の原価に算定してこなかったという経緯がございます。それは建設費についても同様で入っていないということです。

委員 この後はどうなさるのですか。

財政課長 基本的にこの間、継続してきた考え方を踏襲したいと考えておりますが、今日いただいたご意見を含めているいろいろなことは考えていきたいと思っております。

二つ目についてですが、貴重なご意見をいただきましたので、それも含めて考えていき

たいと思っております。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 事前に原価計算のことをお聞きしていますが、どうもありがとうございます。ある意味私の守備範囲なのかもわからないですが、企業会計でいう原価計算というのは一つの式というか、大体決まっています。どういうものが入っているかは、数字の中身で大体わかるのですが、行政の場合の使用料算定という原価計算のときに、今、委員がおっしゃったように、どこまで入っているのかが区民にわかっているのか定かではありませんが、一般的にはわかりにくいと思いました。

ですから、直接的な経費とか、例えば人件費をどこまで入れるのか。今、土地の使用コスト、要するに例えば一つは金利資本コストみたいなことまで考えるのか、減価償却とか修繕積立みたいなものを含めるとか、非常に幅広い考え方があるかと思えます。

さきほども申し上げましたが、受益者負担ということで納得して払っていただくときには、やはりそういうものは、行政の中で、公開できる常識的なものをまずつくっていただく。ただ、民間の営利ではないので、そこから割引というか、減免というか、政策的にやっていくべきことがあるので、どういった方に、あるいはどういった団体にどうしていくかというのは整理していただいて、その上での、受益者負担とか2ページ目の3番目の明確化と定期的な見直しは、公開に耐え得るようなものでなければいけないと思いました。

会長 ありがとうございます。なかなか難しい議論でもあります。委員いかがですか。

委員 まず、質問ですが、団体の場合の使用料を半額としているという根拠というか考え方は何でしょうか。

財政課長 集会施設に関しては、まず区民相互の交流やコミュニティの育成等を考えまして、団体活動を支援するという観点から減額制度をとっています。

委員 半額というのはどういう考え方ですか。半分でなくても二割引でもいいわけですよ。

財政課長 なかなか難しい質問です。考え方として一定の割合を明示する必要があるということで二分の一をとってきたということだと思います。

委員 では、このあたりについてはどこまで減額にするかというところも含めて、今後見直していくようなことも考えていらっしゃるのですか。

政策経営部長 そうですね。おっしゃるとおりで、この団体登録の二分の一減額とい

うのはいろいろな政策上の理由から今日までとっているわけですが、あくまでも一般利用に対する例外と考えれば、その例外的な取り扱い、資料にもありますとおり使用料の七割以上を占めているというので、一般と例外が逆転しているような現象です。やはり適正な受益者負担という観点からは問題意識を持っております。それをどうするかということで、内部で現在検討しているところです。

委員 今のこととむしろ逆を申し上げるのですが、例えば私などは大学で見えても、学生の家庭の所得が今ものすごく格差が広がっています。わりと裕福な家の学生と非常に困窮している学生とで、やはり使えるお金の額も全然違うところもあります。

こういう施設を活用していくとき、杉並の場合に、ある程度料金を上げてしまうと、その金額では高齢者が年金生活ではなかなか利用できないような水準なのか、料金を上げることによって非常に使い勝手が悪くなるみたいなことが起こり得るのかどうかとか、そのあたりはどのように分析しておられますか。

政策経営部長 これは料金を引き上げることによって利用率が落ちるとか、利用が少なくなることは真に避けなければいけないと思っておりますので、決してそのようなことがないように十分に配慮して検討していきたいと思っております。

松沼副区長 先ほどの、なぜ二分の一なのかは、なぜ三分の一ではないのか、四分の一ではないのかというところは、正直言って明確な理由は私も記憶にありません。

ただ、先ほど話に出ましたが、公の施設ですから区民の方だけではなくて誰でも使えるということが原則であり、その例外として区民利用を活発にしていきたいという当時の考え方があって、それで減額率を二分の一と定めたということだと思えます。その二分の一がどうかという問題は確かにあると思えます。

条例の規定でいうと例外ですが、それが今は何かもう原則と例外が逆転して、明らかにそうやれば二分の一メリットがあるわけですから、とにかく団体登録の利用料がほとんどという状況になってきています。その中で一つは、平成9年以降使用料の改定は、いろいろ議論があったのですが結果的にやってきていないということで、他の周辺自治体と比べて大きな差ができています。そういった実態から見ると、受益者負担がどうなのか、これでいいのかという議論はずっと行われてきたわけですが、やはりそれはそれで定期的にきちんと見直しをしていかななくてはいけないということで検討しているということです。

先ほどのストックの問題は、ストックあるいは建設費を入れると相当大きな額になってしまいます。ですから、そういう政治的な配慮は以前からあったわけです。

それともう一点、予約の優先をすることによって随分違うのではないかとおっしゃったことはそのとおりで、そういう議論もしております。ですから、ここはまたバランスが悪くて、体育施設については優先申し込みで差をつけているわけです。

ところが、集会施設はつけていないという状態で、こういうのも整合性をとっていかなくてはいけない。今それぞれの委員の皆様がご指摘になったのは、やはり今までも検討してきたものもありますし、また今後さらに深めていきたいという点です。

会長 ありがとうございます。

委員 今まで出た議論につけ加えることはありませんが、先ほどの使用料のご説明は、反対給付として徴収する金銭ということで、いわゆる私債権になると思います。

この集会施設のようなものは恐らく使用料を払った上で使用する形だと思いますが、使用料適正化前に徴収率の適正化、徴収率の向上が恐らく大事です。公債権、税債権のように自力執行ができるものではない。逆に反対給付が、サービスがあるものなのにきちんと徴収ができていないというようなことがしばしばあって、最近、自治体は税の徴収率は公表しているところは多いですが、こういった施設使用料などを含めて私債権の徴収率をきちんと上げていくことが前提としてある程度あるということ。

あとはやはり政策目的として集会施設などを置いているわけですから、議論としては例えばその地域の住民が利用する場合には優先するとかいろいろ、先ほどから、出ていたような優先の考え方があろうかと思います。

例えば、子連れだったら安くするとか、子連れのお母さんしか利用できない時間をつくるとか、そういったこともいろいろ考えようによってはあると思います。ですので、新たな優先枠をつくることも含めて、公の施設は政策目的を達成するためにつくられているわけですから、それに沿った形での使用の適正化もあると思います。

会長 財政課長、何かありますか。

財政課長 今日、お示した施設の使用料については、全納になっております。

確かに区の使用料は多様なものがございまして、ご指摘のとおりきちんとした徴収行為はとっていきたいと考えております。

会長 ありがとうございます。 **委員**、いかがですか。

委員 一言だけ。今、 **委員**がおっしゃったことで大体同じようなことを考えておりました。先ほど **委員**のおっしゃった地域のコミュニティの核としての集会施設という、そのコミュニティをつくっていく場所として、団体で登録するのはかなり前からやら

なければいけない。これでいいのかというのをすごく感じました。

政策目的に合うようにするためには、やはりある程度地域で、歩いて10分のところにあることが大事だというなら、歩いて10分の人たちが来られるような優先順位とかそういうことを考えなければいけないのではないかと思います。

委員 いろいろな問題あるいは側面があるのでしょうかけれども、多分今まで無料だったものを有料あるいは値上げにするという、それに対するちゃんとした説明責任、やはりそれがあれば皆さんも納得するだろうと思うんですね。

いろいろな施設があるので一概に言えないのかもしれませんが、例えば、民間と類似するような施設。類似するといっているのかわかりませんが、図書館で本を借りるのと、民間の貸本屋で本を借りるのとでは、一方は無料ですから料金差は歴然としているわけです。

もし公共の図書館みたいなところがお金を取る際には、料金をとる必要性があるという、ちゃんと納得できる説明があって、そういうものも区民に受け入れてもらわないと、公的な世界では財政がどんどん悪くなっていくという話でしかないと思うんですね。

あと、例えばどんな人たちが利用しているかですね。低所得や無職の人とかそういう施設と、金持ちも所得のない人も混在の施設もあるでしょうし、お金持ちの人が利用するというと極端かもしれませんが、ちゃんと対価を払える人ですね。そういう施設とではもう全く質が違うのではないかと思います。

それとやはり全体に共通するのは公益性がその料金の代償にも一つ大きな説得力になるはずなので、それでうまく説明できるかどうかですね。あるいは、説明できることはそこで説明するとか、そういうことを全部重ね合わせて使用料の議論をしたほうがいいのではないかと思います。

財政課長 貴重なご意見をありがとうございました。私どもはこの使用料の見直しについては、やはり何よりも区民の皆さんのご理解、ご納得が必要なことで、それを求めていかなければいけないということで、丁寧に地域に入って説明をしたり、アンケートあるいは区民意見交換会をしたりということで、今後順次、手を尽くして説明をさせていただきながら丁寧に進めていきたいと考えております。

会長 ありがとうございます。委員の皆様から多様なご意見をたくさんいただきましたけれども、やはり適正な使用料の徴収を基本としながらも、ただ財政が厳しいから使用料をもっと取ろうという話でもない。使用料を取った上できちんと政策目標も達成させられるとか、ある意味きちんと政策的な成果が出るような使用料のあり方といったものにつ

いて、やはり考えていくべきだろうということだと思しますので、ぜひともご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。議題二つは以上で終わらせていただきたいと思います。報告事項として二点ございます。「杉並区における今後の協働の取組方針」に基づく平成25年度の主な取り組みについてと、杉並区就労支援センターの運営についてということで、この資料について二件続けてご説明いただいた後、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。

協働推進課長 協働推進課長より協働の取組方針に基づく主な25年度の取り組みについてご報告します。協働の取組方針は前回の行政経営懇談会でご意見をいただき、その後、本年1月に区の行財政改革推進本部会で決定したものです。資料23をごらんください。

第1点目の協働提案制度の試行実施・検証については、今年度は試行実施ということで、提案募集に際してあらかじめ区から課題を三つ設定させていただきました。資料の中ほどに表で記載してございます。いずれのテーマも区民の日常生活に密着し、区民とともに取り組んでいく際、広がりのあるテーマとして選定したものです。

7月19日に提案募集の説明会を実施し、10事業者が参加しました。

次にNPO支援基金の役割・仕組みの見直しですが、区民からNPOへ支援基金を募るには、寄付されたお金がどのようにNPO法人の活動に役に立って、どんな形で地域貢献につながっているのか、それについて透明性を高めることが必要であると考えております。

今年度は区が助成団体を決定する前に、NPOが公開プレゼンテーションを行い、また、助成後も活動状況について公開の報告会を行うこととしております。公開プレゼンテーションは7月11日に行い10団体が臨みました。

地域人材育成機能の充実については、特に若い世代を対象として地域活動や社会参加への関心を高めることが課題です。今年度の杉並地域大学は、若い世代の方にも受講していただけるよう夜間・休日開催を積極的に取り入れております。

裏面の4つ目の中間支援機能の充実強化については、NPO等活動推進協議会からこれからの杉並NPO支援センターは、さまざまな地域活動団体間を結びつけるコーディネート機能が特に必要であるとのご意見をいただいております。そのため今年度は提案制度の地域活動団体との最初の接点である事前の相談窓口を、杉並NPO支援センターに担っていただいております。組織体制の再構築については現在検討中です。

5点目の庁内推進体制の確立については、資料に記載のとおりです。今後はこの協働の

取組方針に基づいて、杉並らしい協働の実現に向けて着実に事業を進めてまいります。

会長 引き続きお願いします。

産業振興センター次長 杉並区就労支援センターについては昨年12月3日にオープンして8か月が経過しておりますので、この間の運営状況についてご説明します。

まず1つ目の事業目標については、これまでの実績や実際の状況を踏まえて数値を設定しており、平成25年度の就職決定者の目標については、若者就労支援コーナーで120名、ハローワークコーナーでは180名としております。

次に事業の実績ですが、若者就労支援コーナーでは、就労準備相談で平成24年度は574名と、目標の300名を上回っておりまして、平成25年度も427名と年間の目標の1000名を上回るペースです。

なお、オープン以来6月までの実数人員については329名となっております。

次に進路決定者ですが、平成24年度は27名、25年度は32名が決定しております。就労支援セミナー等ですが、就労準備相談以外にも履歴書の書き方や面接対応のセミナー、コミュニケーション力を高めるグループワーク等々、職場の見学を行うジョブスクールを実施し、就労支援を行っております。

次にハローワークコーナーの実績ですが、6月に求人情報端末検索機を2台増設して7台で対応しております。その結果、職業相談件数、就職決定者とも25年度の目標数値を上回るペースで推移しております。

次に就職面接です。産業振興センターとハローワーク新宿が共同で主に区内の企業を対象に実施しており、今年度については参加事業者3社で6人の就職決定者が出ております。

3番目は平成25年度からの取り組みの1つは就労支援センターにおける生活相談の実施です。区の福祉分野との連携として、福祉事務所の相談員をセンター内に配置して、そこで4月からワンストップで生活相談を行っております。

2番目の社会参加及び中間的就労支援事業の実施ですが、何らかの就労阻害要因を抱えており、就労準備相談を継続しているが、なかなか就労に結びつかない方に対しては、区内企業の協力を得て日常生活の訓練の場や一般就労に向けた就労訓練の場を提供する事業を開始するために、現在準備を進めております。

3番目の就労支援センターの利用者拡大策の検討です。就労準備相談者数については順調に推移してきておりますが、今後はニートやひきこもりなどの潜在的な要支援者に対して、いかにセンターの利用につなげていくかが課題となっております。そのための検討

会を庁内で設置して検討を進めております。

会長 ありがとうございます。これまでも委員の皆様にご議論いただきまして、新たな協働のあり方、杉並区における就労支援ということで、具体的な取り組みをしていただいていたわけですが、それについてのご報告をいただきました。何か委員の皆様からご質問なりご意見なりをいただければと思いますがいかがでしょうか。委員、何かNPO協働のことでつけ加えるとかご意見とか。

委員 協働提案制度については、先ほど課長のご説明のとおりで、現在まさしく募集中です。今年度については杉並区からこの3つのテーマをお出しいただき、今年度はその試行実施検証ですので、来年度以降のテーマの決め方についてどうするかも含めて、今年度中に並行して議論を進めていくこととなります。

会長 よろしくお願ひします。何かこの点について協働のところでご質問はありますか。就労支援センターに関して、委員、何かご質問なりご意見なりあればいただければと思います。

委員 若干かかわっているのになかなか質問しにくいのですが、潜在需要の掘り起こしというのは大変大事なことだと思います。基礎自治体がやるからこそできる潜在需要の掘り起こし、貧困対策との連携、あるいはできれば学校中退者対策とどう連携するかという、学校の問題ですね。

今、高校中退から最近は大学中退者がかなり課題になっていますが、そういう地域にある教育施設との連携がとれると、潜在的なものをかなり把握できるのではないかと思います。そのあたりまで含めて考えていただければと思います。

会長 ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがですか。

委員 私自身はこの領域は全然わからないのですが、まさに基礎的自治体がやるからには、というところはとても重要だと思います。

先ほどのお話の中で、例えば企業に一時的職業訓練みたいな場を提供していただくというような話があったと思います。これはたしか前にも申し上げたことがあると思いますが、例えばそういうことに協力して下さった企業に関しては、入札か何かで総合評価でやるときにはポイントを出すとか、そのような仕組みづくりをすることで、区内の業者に受け入れるためのインセンティブづけをしていくことは可能なのではないかと思います。その点についてご検討やご議論はあったのでしょうか。

会長 ご質問ということでよろしいですね。いかがでしょうか。

経理課長 以前委員からご質問を受けて、そういった形でやることは可能だというお話は確かしたという記憶はございます。その後の検討についてですが、詳細につきましては、まだ詰め切れていないのが現状でございます。

会長 ありがとうございます。やはりインセンティブを持って、きちんと企業にもやってもらうことについても、今後の課題ということだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

委員 確認として、こういった基礎自治体が就労支援を行う場合、基礎自治体と国との協働では1つ大きな意味があると思っております。

一方で、杉並区がこういったお金をかけてやることについて、この25年度、24年度の就労準備相談のこの数とか進路決定が杉並在住・在勤がすべてなのか。就職先が杉並の中で勤務機会を得られているのか。もしくはそれ以外というような、この内訳みたいなものの説明が区民に必要なのではないかと考えております。もし情報としてあれば教えていただきたいです。

会長 いかがでしょうか。

就労支援担当課長 区内の企業に就職決定した方はいらっしゃると思いますが、全体の割合からするとたしか二割ぐらいだったという記憶です。

会長 センターを訪ねた方は全員区内在住・在勤ですか、区民ということによろしいですか。

就労支援担当課長 就労準備相談にいらした方の区民の割合は約93%です。7%が他区の方です。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 実績としては予定を上回るということで、とりあえず評価できるだろうと思います。今までもお話が出ていましたが、行政が就労支援をやることに、1つはやはり就職が困難な方によりケアをしていくこと、もう一つ、やはり少しお話ししたかと思いますが、消極的な人に就労により近いところとか、いろいろ丁寧なところ、いろいろな拠点をふやして就労の機会を提供するという、2つの目的というか効果があると思いますが、実際にこの就職した方はどちらの色彩が強いのか。要するにハローワークの補完的な感じなのか、やはり行政がやることによってハローワークで決まらなかった方が決まったのか。そのあたりではっきりしたことはわからないかもしれませんが、教えていただければと思います。

就労支援担当課長 就労支援センターの中にはハローワークコーナーがございまして、

そこで59名の就職決定者の中の13名が決まっております。そのほかは自分で就職先を探して決まったという実績です。

委員 そうすると相談とか準備とか、そういうところに効果があったということでしょうか。

就労支援担当課長 やはりカウンセリングを受けることによって、就職へのモチベーションとかやり方とかを自分で意識して、みずから就職先を探して自分で決定した方が現時点では多数を占めています。

委員 ありがとうございます。あともう一つ、このセンターの機能としてその後の何かフォローというか、就職されたとか、どうなったかとかそこまではしないのですか。

就労支援担当課長 就職が決定された方については、はがきとかメールとか電話で、その後はどうしていますかという定着支援まで行っております。

委員 ありがとうございます。

委員 2点あります。先ほど 委員からもご指摘があったのですが、こうした就労支援とかその前の協働提案みたいなものを考えるときに、地域の大学と連携するという話はよくあると思います。杉並区の場合は多くの大学があると思いますが、そういったところとの連携を考えていらっしゃるかどうか1点目です。

もしまだこれからということであれば、恐らく大学側も非常に切迫したニーズがあると思うので、連携するようなことを考えると、お互いに何かいい関係になれるのではないかなというふうに思います。

2点目で、この就労支援センターの話で、今までにこれを伺ったかどうか記憶にないのですが、若者という場合に母子世帯の支援みたいなところをやっておられるのかどうかです。要するに小さい子を抱えていると就職相談でも子どもを連れていかなければいけないとか、その後の職業訓練でも子どもが預けられるかみたいなことがセットになります。もう一方で、子育て支援と連携しなければいけないという話が出てくるとはと思いますが、そういったことは考えてやっておられるかを教えてください。

会長 2点のご質問ですね。よろしく申し上げます。

就労支援担当課長 大学との連携ですが、区内には6つの大学がございまして、既にその大学の就職センター、キャリアセンターは全部回りまして、就労支援センターを設置して区で就労支援をしていますので、大学生の方で就職も決まっていな方がいればご紹介いただけたらとか。それぞれ今、学校でもハローワークとタイアップして、かなりハローワ

ークが大学に入っています、充実した就労支援をやっております。

また、既卒者でなかなか就職できないでやはり困っている方がいらっしゃるということで、そういう方には就労支援センターの利用を呼びかけていただくとかしています。

区内の専門学校についてもすべて訪問や電話で連絡し、同じような連携ができるかどうかを行っております。

2点目の母子の相談のあり方ですが、今の就労支援センターでは狭くて残念ながらお子さんを預かるスペースがございません。実際お子さんを連れて相談にいらっしやっている方もおります。相談のスペースは広いので、そばのいすに座っていただいているという状況です。そのあたりは今後の課題だと考えております。

区民生活部長 協働提案に関連したご質問も前段であったと思いますので、そちらを補足でお話しさせていただきます。

今回協働提案制度の試行実施ということで、3つのテーマを募集しているところですが、ご指摘のあった区内の大学等に直接アプローチして提案を促すようなアクションは、今回そこまではできていないのが実情です。

ただ、テーマによっては大学が持っているさまざまな知識、ノウハウ等、例えば他の民間事業者あるいは団体とコラボレーションしながら、相乗効果で新しいチャレンジなり取り組みなりができるという可能性はありますので、そのあたりは今後本格実施に向けて課題として検討していきたいと思っております。

また、地域人材の育成という観点から、すぎなみ地域大学などでは区内大学と連携した、例えばインターンシップ、あるいは地域活動コミュニティビジネスの実体験なども課題となっておりますので、そのあたりは今年度にどこまで調整ができるか、引き続き取り組んでいければと考えております。

会長 ありがとうございます。 委員何かございますか。

委員 今、地域大学の話がありましたが、私は「座・高円寺」についてお聞きしたいのですが。あれは区の施設ですね。あそこで起きているアクティビティは、我々なんか聞くとところでは、下北沢か高円寺かというぐらい若者の間では非常にシンボルになっている場所ですが、これは行政側として何か評価をしたりしているのですか。

少し質問が曖昧ですが、つまり何かあそこからまちづくりの動きが1つ起きているのではないか、新しいうねりみたいなもの、そういう時期があったのですが、その後はどうなっているのですか。

区民生活部長 杉並芸術会館は「座・高円寺」という名称で、4年ほど前にオープンして指定管理者制度と芸術監督制度を導入してやってきているわけですが、委員のご指摘のとおり、地域に開かれた運営に非常に力を入れています。そもそも2つのコンセプトで、演劇などの舞台芸術の創造・発信と、地域に根差した文化活動の拠点として地域の様々な文化芸術活動との連携に軸足を置いて取り組んでおります。高円寺会館という施設の改築を機に、地域の方々も積極的にそのあり方について議論あるいは応援していただきながら、今のような枠組みの中で運営できているわけです。

あともう一つは、外部の専門的な人材というか、演劇団体とのパートナーシップ協定や地元の阿波おどり振興協会とのパートナーシップ協定に基づく重層的な支援、連携の枠組みの中で、世界的な演劇を中心にした公演、鑑賞事業の展開と、文化芸術活動を起点としたまちづくり、地域経済の活性化、そのあたりも展望して非常に活発に活動できていると評価しております。

地域に開かれた部分でいいますと、「座・高円寺」オープン以降、今は高円寺四大祭りといっていますが、以前からある阿波おどりに加えて大道芸とか、あるいは若手、サブカルチャーを意識した高円寺フェスとか、そういった新しいイベントを「座・高円寺」と地域の方と協力しながら実施して、まちの活性化あるいは高円寺への来街者をふやすような成果が着実にできております。

委員 例えば西荻窪なんかはああいうことをやろうとしたら何か障害というか、やりにくいとかそういうのはありますか。

区民生活部長 大規模な文化施設ということであれば、高円寺の杉並芸術会館「座・高円寺」、荻窪ではクラシック音楽の殿堂の杉並公会堂が大きな施設としてございます。西荻にはそういった大きな施設はございませんが、逆に落ち着いた佇まいの中に個性的な特色を持ったまちですので、地元の商店会の方々を中心にさまざまな文化的なイベントなども積極的に実施していただいております。そういった施設ストックがなくても、まちの中のネットワークを活かした文化的な発信力のあるエリアと思っております。

会長 どうもありがとうございました。この会議でも新たな協働、就労支援についてご議論いただきました。杉並区の大変先進的な取り組みでもございますので、ぜひ今後この政策が発展していくようにご支援いただければと思います。委員の皆様、ご意見をいろいろいただきましてありがとうございました。

以上、委員の皆様からいろいろなご意見をいただいております。予定よりは少し早

い時刻ですが、本日の意見交換はここまでにしたいと思います。事務局から今後のスケジュールなど何か連絡事項がございましたらお願いします。

行政管理担当課長 本日皆様からいただきましたご意見を参考に、さらに具体化を進めてまいります。施設再編・整備計画と使用料等の見直しの考え方について、それぞれ中間のまとめを作成していきたいと考えております。

今後の会議開催については、改めて会長とご相談の上、日程調整を行わせていただきたいと考えておりますので、その節はご協力のほどよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。今後のことについてはご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。懇談会をこれで終了したいと思います。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。